

令和2年4月17日

特定健康診査実施医療機関各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
健診担当理事 倉岡 隆

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
特定健康診査・特定保健指導等における対応について

神奈川県医師会を通じて厚生労働省より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事

城守 国斗

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
特定健康診査・特定保健指導等における対応について

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたことを踏まえ、緊急事態措置の対象となった7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）における特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査等（以下、「特定健診等」という。）及びその他の保健事業に係る対応について、厚生労働省より各都道府県民生主管部（局）等あて別添の通知がなされるとともに、関係団体あて周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

同通知では、7都府県に居住する住民を対象とする特定健診等及び7都府県に所在する医療機関等で実施する特定健診等については、少なくとも緊急事態宣言の期間においては行わないこと（電話、電子メール等を活用する特定保健指導は除く）等を求めています。

また、7都府県以外の特定健診等についても、実施の必要性の検討にあたり、令和2年4月3日（健Ⅱ7）をもってご連絡申し上げた事務連絡、新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針等を踏まえ、十分に留意することとしております。

なお、これに伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む高齢者保健事業についても事務連絡がなされ、集団形式等によらない支援事業（健康維持のための情報提供、個別的支援）の実施例等が示されておりますので併せてご送付申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。



保保発 0408 第 1 号
保国発 0408 第 1 号
保高発 0408 第 1 号
保連発 0408 第 2 号
令和 2 年 4 月 8 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
共済組合所管課（室）

御中

厚生労働省保険局

保 險 課 長
（公印省略）
国民健康保険課長
（公印省略）
高齢者医療課長
（公印省略）
医療介護連携政策課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言（別添 1）を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の 7 都府県（以下「対象地域」という。）がその対象とされたところです。

当該緊急事態宣言を踏まえ、対象地域における特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下「特定健康診査等」という。）並びにその他の保健事業の実施については、下記のとおりとしますので適切な対応及び貴管内の保険者等への周知徹底をお願いします。

なお、保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、令和 2 年 3 月 31 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）」（以下「事務連絡」という。）において連絡している

とおり、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定しています。

記

- 1 対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないこと。
ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りでない。
- 2 1以外の特定健康診査等について、その実施の必要性の検討に当たっては、事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添2）を踏まえ、十分に留意すること。
- 3 保険者は、加入者に対し、1に該当する特定健康診査等を実施しない旨周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、緊急事態宣言の期間中、特定健康診査等を実施しないことを適切に周知すること。
- 4 対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等以外の保健事業及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等以外の保健事業については、少なくとも対面形式や集合形式等によるものは行わないこととし、それ以外の保健事業については実施時期、実施方法について再検討した上で、その内容に応じて実施の可否について判断すること。
なお、外出自粛により、高齢者を中心に生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組みにより、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

以上

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日から5月6日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。